

随意契約の公表

1. 契約名称 可燃ごみ処理設備修繕工事
2. 当初契約締結日 令和 6年 5月 23日
契約変更日 令和 6年 6月 6日
3. 契約の相手方 新明和工業株式会社 流体事業部営業本部九州支店
4. 当初契約金額 9,350,000 円
変更後金額 10,058,400 円
5. 随意契約理由（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）

可燃ごみを圧縮してコンテナに詰込み、コンテナを移動させる一連のごみ中継設備は新明和工業（株）が製作・据付を行っている特殊装置であります。

このため、部品関係は上記業者の独自仕様によるものとなっており、他業者から入手することはできません。また、部品等交換後は設備が適正に動作するか微調整が必要であり上記業者のノウハウが必要になります。

以上の理由により、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に該当するため随意契約とするものです。